

第2章 参加資格

第20条 有資格競技者の定義

競技者は、本規則に従うことに合意し、資格剥奪を宣言されていないならば、競技する資格がある。

第21条 競技会は資格ある競技者のみに限定

1. 本規則によって行われる競技会は、i 加盟団体の管轄下において、本規則のもとに競技する資格のある競技者及び ii 中立競技者でカウンシルが定めた参加資格の条件を満たす者で、規則および規程（随時修正）によって拘束されること、および IAAF または加盟団体と起こりうる紛争は、これらの規則に規定されていない裁判所や機関に持ち込むことなく、これらの規則に従い裁定に付託することに合意することを含む IAAF が合意できる条件（その他条件に加え）で契約書に署名する者だけに限定される。
2. 本規則によるいかなる競技会においても、競技する競技者の参加資格は競技者が所属している加盟団体により保証されなければならない。本規則は中立競技者には適用されない。
3. 加盟団体における参加資格の規則は、IAAF の参加資格規則に厳格に合致していなければならない、またどの加盟団体も、自分の憲章または規定の中に IAAF の規則または規定に直接抵触する参加資格規則または規定を採択したり、公布したり、あるいは保持してはならない。もし、IAAF の参加資格規則と加盟団体の参加資格規則の間に不一致がある場合、IAAF の参加資格規則を適用しなければならない。

第22条 国際および国内競技会における資格剥奪

1. IAAF 規則もしくは、地域陸連や加盟団体の国内規則によって行われる競技会に下記の者は参加資格がないとみなされる。
競技者、競技者を支援する関係者またはその他の誰であっても：
(a) IAAF より資格停止中の陸連に所属している者。かかる加盟団体によって、その域内の市民のために開催される国内競技会には適用しない。

- (b) 所属する加盟団体の管轄下にある競技会への参加を一時的に資格停止されたり、資格剥奪を宣告された者。ただし、そうした資格停止や資格剥奪が IAAF 規則と合致している場合に限る。
 - (c) IAAF 規則に基づいて、競技への参加を一時的に資格停止されている者。
 - (d) 規則 141 条またはかかる規定に定める資格要件を満たしていない者。
 - (e) 第 3 章のドーピング防止規則違反の結果として、資格剥奪が宣告された者。
 - (f) 倫理委員会規定に基づき、倫理委員会から倫理規程違反による参加停止処分または参加禁止処分を受けた者。
 - (g) 本規則第 23 条に明記する行為により資格停止処分となった者。
- 1A. 規則 22.1(a)にかかわらず、申請された際に、カウンシル（あるいはその代表者）は、例外的に一部またはすべての国際競技会の参加資格を、カウンシル（あるいはその代表者）が定義する条件において、IAAF より資格停止されている加盟団体に属している競技者に付与することができるが、競技者は次のいずれかを、カウンシルが十分納得するよう示さなければならない：
- (a) 陸連の資格停止の事由がクリーンな競技者、フェアプレイ、及び競技の高潔性や信頼性の保護と推進の不履行から何らか起因するものではない場合あるいは
 - (b) 陸連の資格停止の事由がクリーンな競技者、フェアプレイ、競技の高潔性や信頼性の保護と推進に十分な制度設置に関する何らかの不履行から起因するものであれば
 - i 競技者はその不履行に直接（故意あるなしに関わらず）関与していないこと、* 競技者が該当陸連の国外の他の完全に適切な制度（WADA 規範に完全に遵守した薬物検査含む）の対象に十分に長い期間置かれ、競技者の高潔性が客観的に担保されるがゆえに、陸連の不履行自体が競技者に影響しないあるいは競技者に対する疑義をもたらすものではないことに加え
 - ii 特に競技者は、国際競技会における競技相手の競技者と

同様の質の、規則に完全に遵守した競技会内及び競技会外薬物検査の対象にあったあるいは

- (c) 競技者が、クリーンな競技者、フェアプレイ、競技の高潔性や信頼性の保護と推進に著しく貢献している。

本規則22.1Aに基づき例外的な参加資格を取得するために、競技者は、該当する国際競技会の重要度が増せば、より確証的証拠を提供しなければならない。

そのような例外的な参加資格が付与された場合、競技者は該当する国際競技会にて資格停止となった陸連を代表してはならず、あくまでも個人の立場で、「中立競技者」として参加するものとする。

※ 本項(1A)の適用についてはガイドライン参照のこと。

- 規則141条および、かかる規定により資格がないにもかかわらず、いかなる他の懲戒処分も受けることなく、競技に出場した場合、競技者及び一緒に競技したりレーチームは、すべての記録を抹消とし失格となる。このとき、すべてのタイトル、賞、メダル、得点、賞金そして出場料もすべて没収となる。
- 第3章のドーピング防止規則に違反して資格停止もしくは資格剥奪されている期間中に、IAAF規則の下か、地域陸連や加盟団体の規則の下かに関係なくいかなる競技会でも、競技者が出場した（もしくは競技者を支援する関係者やその他の者が競技会に参加した）場合、IAAF規則40条11項の規定が適用される。
- その他のIAAF規則違反によって資格停止もしくは資格剥奪されている期間中に、IAAF規則の下か、地域陸連や加盟団体の規則の下かに関係なくいかなる競技会でも、競技者が出場した（もしくは競技者を支援する関係者やその他の者が競技会に参加した）場合、資格剥奪期間は、それまで経過した資格停止または資格剥奪期間は無視され、最後に参加したときから再開する。

第23条 資格停止処分の対象者

競技者、サポートスタッフ、またはその他の者は、以下のいずれかに該当した場合、本第23条に基づき資格停止処分となる可能性がある。

- (a) 本規則に基づく暫定的資格停止処分もしくは資格停止処分を受けている者が参加者に含まれていることを知りつつ競技会もしくは競技種目に参加した場合、または、資格停止中の加盟団体の国・地域で開催される競技会もしくは競技種目に参加した場合。ただし、(本規則141条に定める)マスターズに分類される年齢層の競技者のみが参加する競技会については、その限りではない。
- (b) 本規則第2条(競技会の開催認可)に基づく認可を得ていない陸上競技会に参加した場合。
- (c) 本規則第4条(国際競技会で競技するための要件)または同条に基づいて定められた規定に違反した場合。
- (d) 本規則第5条(加盟団体代表となるための資格)または同条に基づいて定められた規定に違反した場合。
- (e) 本規則第6条(競技者への支払い)または同条に基づいて定められた規定に違反した場合。
- (f) 本規則第7条(競技者代理人)または同条に基づいて定められた規定に違反した場合。
- (g) 本規則第8条(国際競技会における広告および展示物)または同条に基づいて定められた規定に違反した場合。
- (h) 本規則に定めるその他の規定に違反した場合(第60条2項に定める場合は除く)。

【本規則の国内適用】

本連盟の登録会員ならびに本連盟の規約のもとで競技する競技者の資格に関する規程

1. 本連盟に登録する者は、IAAFならびに本連盟が定めるすべての規約に従う。
2. 本連盟に登録する者は、陸上競技および本連盟を侮辱、信用を損ない、品位を失う行為をしてはならない。
3. 本連盟規約による競技会に、下記に該当する者は参加する資格をもたない。
 - (1) 本連盟に登録していない者(外国人登録者競技者を除く)。
 - (2) IAAF競技会規則第3章(ドーピング防止)に違反した者。
 - (3) 競技会における広告および展示物に関する規程に違反した者。

- (4) 競技者代理人に関する規程により本連盟が承認していない競技者代理人からサービスを受けた者。
4. 資格停止の期間について特に定めのない場合、本連盟資格審査委員会が決定する。
5. 国際競技大会への出場資格は、本規則第1章第4条を適用する。